



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

「看護基礎教育検討会」報告書に対する 日本看護協会の見解

公益社団法人日本看護協会（会長・福井トシ子、会員74万人）は、厚生労働省が10月15日に取りまとめた「看護基礎教育検討会」報告書の公表を受け、同報告書に対する本会の見解をまとめました。

「看護基礎教育検討会」は、看護職を取り巻く状況の変化および現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討を行うことを目的に計10回開催。さらに、検討会の下には、保健師・助産師・看護師・准看護師の4つのワーキング・グループ（非公開）が設置され、より具体的な検討が行われた。

今回の検討会においては、まず将来を担う看護職に求められる能力を検討し、それに基づき教育内容の検討が行われました。対象者の多様化や複雑性が増しており、看護職にはこれまで以上に高い能力が求められるとの委員の共通認識がなされたことや、あるべき姿に基づき教育内容が検討されたことは評価すべきことです。

今回のカリキュラム改正では、地域包括ケアの推進が求められる社会的背景を機に、各職種とも強化すべき能力の獲得に向けて、一定の教育内容の充実が図られたものと考えます。

■看護師教育について

将来を見据えた役割の拡大とより高い能力が求められることから、臨床判断能力の強化や地域を視野に入れた教育の充実を主張してきました。その結果「地域・在宅看護論」などの単位数が引き上げられました。

■保健師教育について

システム化・施策化能力の強化や健康危機管理への対応力、個人・家族・集団等への継続的な支援などの能力強化が必要との本会意見が反映され、「公衆衛生看護学」「保健医療福祉行政論」の単位が引き上げられました。

■助産師について

ハイリスク妊産婦への看護に必要な臨床判断能力の強化や、育児支援に要する社会資源の活用等を含めた教育の充実を求めてきた結果、「助産診断・技術学」「地域母子保健」の単位が引き上げられました。

■准看護師について

新たに「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」が設定され、教

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2019年10月16日

育内容の整理も行われました。これらは、「医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う」という業を踏まえた役割発揮に必要な教育の実現につながるものと考えます。

あわせて、教育体制についても、教務事務の役割の明記や、講習会を受講しやすくするために関連の養成講習会の受講内容を積み上げられる仕組みとするなどの教員養成講習会の見直しなどが提言されており、教育体制の充実が図られるものと期待しています。

これらの改正は、本会としても、検討会の場において強く実現を求めていた内容です。改正趣旨に沿って、国民の期待に応える看護職の育成につながるよう、本会も関係者とともに取り組んでいきます。

しかし一方で、次の2点について大きな課題が残りました。

1. 今回の改正案は、修業年限3年での最大幅での単位数での引き上げと考えられます。看護師に求められる能力を鑑みれば、必要十分の教育が実現したとは言えず、あるべき姿を前提とした教育内容の拡充には至りませんでした。保健師、助産師についても、必要とされる能力の獲得に十分な教育内容とは言えない改正にとどまっています。
2. また、臨地実習については、実践能力の向上にはとりわけ重要な意味を持つと考えています。したがって、単位数を増加させ、実習を拡充することは不可欠です。しかし、今回の検討においては、実習施設の確保が困難であるとの養成所からの意見も踏まえ、単位数の増加に至りませんでした。

これらの課題については、報告書において「看護基礎教育について修業年限の延長も含めた教育内容及び方法の検討の場を早急に設置する必要がある」と明記されました。

本会としては、将来の看護職が社会から期待される役割を果たすためには、本報告書を踏まえ、早急に検討がなされるよう引き続き関係者に働きかけ、看護師基礎教育の4年制化に取り組んでいきます。

報道関係の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。